

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鳥取県東部広域行政管理組合

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.3%
全職員	72.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
局長・次長相当職	—	※1
課長相当職	—	※2
課長補佐相当職	89.0%	
係長相当職	89.0%	

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	99.0%	
26～30年	95.8%	
21～25年	89.9%	
16～20年	88.1%	
11～15年	89.6%	
6～10年	70.8%	
1～5年	99.6%	

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、給与の男女の差異が生じる一因となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

再任用職員は会計年度任用職員よりも給与水準が高く、再任用職員は全員が男性であるため、給与の男女の差異が生じている。

※1 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

※2 一方の性別の職員が1名しかいないため「—」と記載

※3 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。